

# 指導監査における 指摘事項等について

令和5年8月28日

千葉市保健福祉局

保健福祉総務課監査指導室

# 0 はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、本市の指導監査にご協力を頂き、ありがとうございます。令和4年度及び令和5年度の指導監査の事例等、ご留意頂きたい事項について、下記の順にご説明いたします。

- |   |       |        |   |      |     |
|---|-------|--------|---|------|-----|
| 1 | 運営①～④ | P3～P6  | 2 | 処遇   | P7  |
| 3 | 会計①～③ | P8～P10 | 4 | 結果公表 | P11 |

# 1 運営①(運営規程、消火訓練)

○運営規程と重要事項説明書の記載内容がそれぞれ異なっていた。

→保護者から徴収する費用、その他の内容が実情とそれぞれ整合しているか、改めてご確認いただき、運営規程を修正した場合は届出をお願いします。

【千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条】

【運営規程への実費徴収の記載について(令和5年2月20日付幼保支援課 幼保教育・保育改革担当課長通知)】

○避難訓練及び消火訓練を毎月実施した記録が確認できない。

→両方とも毎月実施し、記録を残してください。

**消火訓練も、毎月必要です。(消火訓練の記録漏れが目立ちますので注意)**

【千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条2項】

【千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条2項】

# 1 運営②(事故報告、事故防止)

○医療機関を受診した事故について、市に報告していなかった。

→下記に基づき、速やかな報告をお願いします。

【各園における事故等の発生の対応・報告について(令和4年4月6日付け幼保運営課長通知)】

○事故が発生した場合の対応や報告の方法等を記載した事故発生の防止のための指針(マニュアル等)を整備をしていない。

→事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備が必要です。

【千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条】

# 1 運営③(人員配置、掲示)

○保育に係る職員配置数が不足する時間帯が生じていた。

→職員の休暇取得日や朝夕の時間帯など、シフトの確認をお願いします。

【千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第21条】

○運営規程、その他の利用申込者の施設の利用に資する重要事項について、施設の見やすい場所に掲示していない。

→施設の見やすい場所への運営規程等の重要事項の掲示が必要です。

見学等で訪問する誰もがわかるよう、最新のことを掲示してください。

【千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条】

# 1 運営④(労務関係)

○衛生推進者の選任と職員への周知を行っていない。

→常時10人以上50人未満の職員を使用する園においては、衛生推進者を選任し、その氏名を職員に周知する必要があります。【労働安全衛生法第12条の2】

★労務関係(労働基準法や労働安全衛生法にかかる事項)の詳細については、所轄の労働基準監督署へご確認ください。

## 2 処遇（自己評価、アレルギー対応）

### ○園の自己評価を行っていない。

→保育の振り返りを行い、保育の質の向上につなげる必要があります。

【千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条、保育指針第1章3(4)】

### ○食物アレルギー個別支援プラン、緊急時個別対応表を作成していない。

→様式4については、保護者と面談し、緊急連絡先を確認した上で、必ずご記載いただくようお願いいたします。

保育所における食物アレルギー対応の手引き《千葉市版 令和4年3月改訂》

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/hoikusyoarerugi-tebiki.html>

### ○給与栄養量の目標値を満たしていない項目、月があった。

→給与栄養量の算定・献立の作成を適切に行う必要があります。

【千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第2項、保育所保育指針第3章2(1)】

### 3 会計①(経理規程)

#### ○経理規程に即した運用を行っていない。

→経理規程に即した運用を行っているか、ご確認ください。実情と相違がある場合には、実情か経理規程いずれかを見直すようにしてください。

- ・経理規程に定める計算書類を作成しているか。
- ・小口現金が経理規程に定める保有限度額以内となっているか。
- ・収納した金銭は経理規程に定める期間内に金融機関に預け入れているか。
- ・現金残高や伝票の確認等、経理規程に定める頻度で承認を受けているか。
- ・物品の購入や契約等、経理規程に定める承認(決裁)手続きを行っているか。



### 3 会計②(委託費の用途制限)

★保育所委託費は、保育所運営に係る経費への支出が原則であり、資金用途の制限があります。用途や必要な手続きについては、下記資金運用通知を確認ください。

○子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について

(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号)

○「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて

(平成27年9月3日付け府子本第255号、雇児保発0903第1号)

○「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について

(平成27年9月3日付け府子本第256号、雇児保発0903第2号)

### 3 会計③(委託費の運用)

○委託費の拠点区分間貸付について、年度内に精算していない。

→委託費を原資とした法人内部の資金貸借は、法人の経営上やむを得ない場合に年度内に限って認められるものになります。また、法人外部への委託費の資金貸付は、一切認められていません。

【子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について4(2)】

○法人本部の運営に要する経費について、前期末支払資金残高の取り崩しに関する幼保支援課との事前協議を実施していない。

→法人本部の運営に要する経費については、前期末支払資金残高のうち、あらかじめ所管課(設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会)の承認を得た上で、充当できるものになります。

【子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について3(2)】

## 4 結果公表

★令和4年度に実施した指導監査から、  
翌年度9月に結果公表を実施します。  
詳細は以下の通知をご確認ください。

令和5年9月中に令和4年度の結果公表を  
予定しております。

○監査結果の公表について(お知らせ)

(令和4年4月28日付、保健福祉総務課監査指導室長、  
幼保運営課長、幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長通知)

# おわりに

- \* 資料をご確認頂き、ありがとうございました。
- \* 保育施設運営に係る各種関係法令、通知等を適宜ご確認頂き、適正な施設運営にご協力をお願いします。また、今後も引き続き本市の指導監査にご協力をお願い致します。